

「転ばぬ先の杖の会」のご案内



村では高齢化が進んでいるため、介護予防のためのさまざまな取り組みを行っています。「転ばぬ先の杖の会」では、いつまでも元気に過ごし、要介護状態や認知症になることを予防するために学習療法、レクリエーション、運動、音楽などを行っています。

認知症などにより悩みを抱えている人やそのご家族の支援も行っています。参加を希望される人は、健康推進課高齢者支援係までお問い合わせください。



村HP



日程：白水地区 毎週水曜日 午前10時～11時 会場：久木野ふれあいサロン (社会福祉協議会敷地内)
長陽地区 第1・3木曜日 午前10時～11時 スタッフ：認知症地域支援推進員、理学療法士など
久木野地区 第2・4木曜日 午前10時～11時

〈問い合わせ〉健康推進課 高齢者支援係 TEL0967 (67) 2704

国民健康保険からのお知らせ

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 TEL0967 (67) 2704



「被保険者証」の一斉更新の時期です

■被保険者証の更新について

8月1日(木)から使用する被保険者証(青色)を7月中に簡易書留郵便で郵送しますので、枚数や氏名などをご確認ください。

有効期限は令和7年7月31日(木)となりますが、有効期限内に高齢受給者証の対象になる人(70歳到達)や、後期高齢者医療制度に移行する人(75

歳到達)は、有効期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

社会保険などに加入した場合、保険が自動で切り替わることはありません。既に社会保険などに加入した人の被保険者証が届いた場合、速やかに国民健康保険の資格喪失手続きを行ってください。

※12月2日(月)に紙の保険証が廃止されます

現在の紙の保険証は、12月2日(月)に廃止され、マイナ保険証へ移行しますが、廃止後も12月1日(日)までに発行された保険証は有効期限まで使用できます。

ただし、12月2日(月)以降に保険証の記載事項(氏名、住所など)に変更が生じた場合は有効期限を待たずに変更日から使用できなくなります。

また、12月2日(月)以降に紙の保険証を紛失した場合、再発行はできませんのでご注意ください。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない人などには、保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付される予定です。

■限度額適用・標準負担額減額認定証について

「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、毎年7月31日までとなっています。

8月1日以降も必要な人は再度申請をしてください。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

